

質 疑 回 答 書

1 件 名 桜井地区センター外17施設電力購入（単価契約）

2 場 所 桜井地区センター 越谷市大字下間久里792番地1外17施設

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

記

質 疑 事 項	回 答 内 容
Q 1：見積金額内訳書の各種様式は入札時の添付書類でしょうか。 添付の場合、入札書と同じ内封筒に封入するという認識で宜しいでしょうか。	A 1：入札時にご提出いただくのは「入札書（兼誓約書）」及び左上に「郵便入札専用」とある「単価表」で、内訳書の提出は不要です。「入札書（兼誓約書）」及び「単価表」を内封筒に封入してください。
Q 2：入札時に添付の単価表は入札書と同じ内封筒に封入するという認識で宜しいでしょうか。	A 2：A 1のとおりです。
Q 3：見積金額内訳書の各施設ごと別紙の a、b について、整数表示になっており、実際の数値と表示される数値に相違が生じてしまいます。保護がかかっている為編集できませんが、こちらはそのまま使用してもよろしいでしょうか。	A 3：整数表示となっておりますが、小数点以下の端数処理等は行っておりませんので、そのままご使用ください。
Q 4：契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	A 4：契約期間中に電力の契約に影響するような工事の予定はありません。
Q 5：「自家発補給電力」の契約がある場合、以下の内容を教えてください。 ・契約電力（kW）を教えてください。 ・使用月、未使用月とその使用電力量（kWh）	A 5：大相模地区センター・公民館、出羽地区センター・公民館には、太陽光発電による自家発補給電力がございますが、契約は行っておりません。自家発補給電力の未使用月はなく、令和2年度の年間使用電力量は、大相模地区センター・公民館が11149.48kwhであり、出羽地区センター・公民館については、計測器の不良により、計測できておりませんが、令和元年度の使用電力量は、

Q 6 : 毎月の計量日は一般送配電事業者が定めるため、年間の請求が 13 回となることがあります。また料金の算定期間も計量日から計量日の前日となりますが、その旨ご了承くださいませか。

Q 7 : 一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。

Q 8 : 請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。

Q 9 : ご請求が合計請求(複数施設を 1 枚にまとめる)の場合、請求書が 2 通になる場合がございますが、ご了承くださいませでしょうか。また、合計請求の場合は各施設ごとに分けた検針結果の提出が出来かねてしまいますがその旨ご了承くださいませでしょうか。(複数施設の内訳が 1 枚にまとまっています。)

Q 10 : (権利譲渡等の禁止) 条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。
『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号) 第 1 条の 4 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』

Q 11 : 契約書の提出および契約締結期限はございますか。期限について協議可能でしょうか。

13700.28kwh となっております。

A 6 : 了承いたします。

A 7 : 原則、協議には応じませんが、ただし、天災等不測の事態に基づくやむを得ない場合により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、見直しの協議に応じます。

A 8 : 原則、請求書は郵送のみの対応といたします。ただし、請求方法が、WEB 請求書のみである場合に限り、対応いたします。なお、WEB 請求書の記載内容については、協議が必要になります。

A 9 : 請求書が 2 通になることについては、了承いたします。検針の結果については、実績の集計を行っていることなどから、必ず提出していただくものとなるため、了承出来かねます。

A 10 : 「電力供給契約約款」第 2 条について質疑をいただいておりますが、「電力供給契約約款」は、変更・追記ができません。ただし、「電力供給契約約款」第 2 条に記載のとおり、債権譲渡等の承諾を、書面により発注者へ求めることはできます。

A 11 : 契約書の提出及び契約締結期限は、越谷市契約規則第 20 条に基づき、落札決定の通知を受けた日から 7 日以内(越谷市の休日を定める条例(平成 4 年条例第 14 号)に規定する市の休日を除く。)となります。なお、本市契約規則については、「Reiki-Base インターネット版 越谷市例規集」(https://www1.greiki.net/koshigaya/reiki_menu.html) から検索いただけます。また、受

Q 1 2 : 自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力 (k w) を教えてください。

注者の責めに帰すべき事由でないと認められる場合は、期限についての協議に応じます。

A 1 2 : A 5 のとおりです。

Q 1 3 : 請求書は、原則、翌月 1 0 日までに W e b サイト上で開示、1 5 日までに原本の到着とし、請求書受領後 3 0 日以内 (翌々月 1 5 日まで) に振込となります。なお、年度末でも同様の対応となりますが、ご了承いただけますか。

A 1 3 : 了承いたします。

Q 1 4 : 契約期間中に建替や増築、引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定はありますか。

A 1 4 : A 4 のとおりです。

Q 1 5 : 契約電力が 1 施設で 5 0 0 k w 以上の拠点 (中央市民会館) では、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力での契約となりますが、ご了承いただけますでしょうか。

A 1 5 : 了承いたします。

Q 1 6 : 中央市民会館について、契約開始時または供給期間中に契約電力の変更予定はありますか。

A 1 6 : そのような予定はございません。

Q 1 7 : 中央市民会館について、今現在の契約電力と 2 0 2 0 年 1 1 月 ~ 2 0 2 1 年 1 0 月の 1 年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。

A 1 7 : 現在の契約電力、1 年間の最大需要電力は共に 6 5 0 k w でございます。

Q 1 8 : 落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書 1 か月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。

A 1 8 : 了承いたします。

Q 1 9 : 計量日が 1 日以外の場合は、年間の請求が 1 3 回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の 2 回に分割されます。料金の算定期間は計量日から計量日の前日となります。ご了承いただけますでしょうか。

A 1 9 : 了承いたします。

Q 2 0 : 東京電力管内において、制度変更に伴い、500kW 未満の施設の現在の計量日から変更ができなくなりました。そのため、料金算定も計量日から計量日前日となりますことをご了承ください。なお、1日切替えをご希望の場合は請求書が13回になることもご了承ください。(日割り計算になるため請求金額自体は変わりません)

Q 2 1 : 内訳書作成にあたり、単価表の「消費税及び地方消費税」欄については、小数点第何位まで記入可能になりますでしょうか。また、その端数処理の方法をご教示ください(切り捨て、切り上げ、四捨五入など)

Q 2 2 : 1施設に対して一枚の請求書の作成となっており、分割請求には対応できかねます。またお支払いに関しましても以下の例1のようなご要望の場合はお客様から入金の内訳を事前にお知らせしていただくこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。

(例1) 庁舎 〇, 〇〇〇円 自販機 〇, 〇〇〇円に分けて別々で入金します。

Q 2 3 : 地域の一般電気事業者が値上げをした場合、値引き%は変えずにスライドで値上げをさせていただくこととなりますが、その際、契約単価見直しを対応していただくことは可能でしょうか。

Q 2 4 : 契約電力 500kW 以上の施設において、今回の供給開始期間から契約電力の増減はありますでしょうか。

Q 2 5 : 「自家発補給電力」の契約がある場合、以下の内容を教えてください。

- ・ 契約電力 (kW)
- ・ 使用月、未使用月とその使用電力量 (kWh)

Q 2 6 : 検針結果を書類・データにて報告することはできませんが、よろしいでしょうか。(We

A 2 0 : 了承いたします。

A 2 1 : 内訳書単価表の消費税及び地方消費税額については、小数点第2位まで記入していただき、第3位以下については、切り捨ててください。

A 2 2 : 了承いたします。

A 2 3 : 原則、協議には応じませんが、ただし、天災等不測の事態に基づくやむを得ない場合により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、見直しの協議に応じます。

A 2 4 : ございません。

A 2 5 : A 5のとおりです。

A 2 6 : 了承いたします。

bにて使用量を確認することはできません) ※請求書は紙ベースとなります。

Q 2 7 : 工事負担金に関しまして、発注者の都合で新設備設置・工事が着工する際に発生しました工事金などは受注者負担をすることができませんが、ご対応いただけますでしょうか。

Q 2 8 : 請求金額お支払いを行う際のお支払い方法についてお教えいただけますでしょうか。(振込又は引き落とし)

Q 2 9 : 内訳書の提出は単価表のみでよろしかったでしょうか。

A 2 7 : 対応いたします。

A 2 8 : 口座振り込みでお支払いいたします。

A 2 9 : A 1 のとおりです。